

北長瀬未来ふれあい総合公園
管理・運営等魅力向上事業
管理運営に関する包括協定書（案）

令和4年●月●日

岡山市

目 次

第1条（趣旨）	1
第2条（施設等の概要）	1
第3条（協定期間）	1
第4条（管理業務の詳細）	1
第5条（地位の譲渡及び再委託の禁止等）	1
第6条（自主事業の実施）	2
第7条（重要事項変更の届出）	2
第8条（事業報告書）	2
第9条（管理業務の確認及び指示）	3
第10条（指定管理料）	3
第11条（指定管理料の支払）	3
第12条（利用料金）	4
第13条（指定の取消し等）	4
第14条（業務の引継ぎ等）	5
第15条（損害賠償等）	5
第16条（原状回復義務）	6
第17条（緊急時の対応）	6
第18条（情報管理）	6
第19条（備品の管理）	7
第20条（備品の購入等）	7
第21条（協定期間終了時の備品の取扱い）	7
第22条（損害保険）	7
第23条（不可抗力によって発生した費用の負担等）	7
第24条（談合その他の不正行為の場合における賠償金）	8
第25条（紛争の解決）	8
第26条（裁判管轄等）	9
第27条（秘密の保持）	9
第28条（協議）	9

※ 本包括協定書（案）は、市及び指定管理者の、現時点において想定される本事業の役割分担等を記載したものであり、指定管理者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

北長瀬未来ふれあい総合公園管理・運営等魅力向上事業 管理運営に関する包括協定書（案）

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山市（以下「市」という。）が、岡山市公園条例（昭和35年岡山市条例第11号。以下「条例」という。）第3条に基づき、●●（以下「事業者」という。）を指定して行わせる北長瀬未来ふれあい総合公園（以下「施設」という。）の管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び第244条の2、条例第3条から第3条の4まで並びに指定通知書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（施設等の概要）

第2条 事業者が管理する施設の概要は、次のとおりとし、その詳細は、市が別に提示する「財産台帳」に掲げるものとする。

- (1) 名 称 北長瀬未来ふれあい総合公園
- (2) 所在地 岡山市北区北長瀬表町一丁目・二丁目、野田四丁目地内
- (3) 施設概要 岡山ドーム、みはらしプラザ、立体駐車場、多目的広場ほか
- (4) 公園面積 約14.3ha

2 事業者が管理する物品等は、市が別に提示する「物品台帳」に掲げるものとする。

（協定期間）

第3条 この協定は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（以下「協定期間」という。）の管理について適用する。

2 前項に定める協定期間の終期は、指定が取り消されたときには、取り消された日までに変更されるものとする。

（管理業務の詳細）

第4条 条例第3条に定める事業者が行う管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の詳細は、別紙「北長瀬未来ふれあい総合公園業務仕様書」に定めるところによる。

（地位の譲渡及び再委託の禁止等）

第5条 事業者は、施設の指定管理者の地位及びこの協定によって生ずる権利義務を第三者

に譲渡し、又は継承させてはならない。

- 2 事業者は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、事前に書面による市の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 4 事業者が前項の規定に基づき管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとする。

(自主事業の実施)

第6条 事業者は、施設の設置目的を効果的に達成し、ひいては市民の満足度を上げるため、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、第4条に定める管理以外の自主事業を実施することができる。

- 2 事業者は、自主事業を実施する場合は、市にあらかじめ自主事業計画書を提出し、事業内容の事前承認を受けるとともに、必要な施設使用手続き及び使用料若しくは利用料金又はその両方の納付をしなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることができる。
- 4 自主事業実施に伴う収入及び支出は、指定管理業務に伴う経理と明確に区分して管理しなければならない。

(重要事項変更の届出)

第7条 事業者は、代表者、定款、寄附行為等の重要事項に変更があったときは、直ちに市に届け出なければならない。

(事業報告書)

第8条 事業者は、条例第3条の4に定める事業報告書を、毎年度終了後30日以内に市に提出しなければならない。

- 2 条例第3条の4に定めるものを除くほか、事業者が管理の実態を把握するために必要な事項のうち事業報告書に記載しなければならないものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 情報開示の状況に関する事項
 - (2) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (3) その他市が指示する事項
- 3 市は、事業報告書を受理したときは、10日以内に事業者の管理業務に係る管理実態点検を実施するものとする。
- 4 事業者は、前項に定める管理実態点検の結果、管理業務に不十分な点があったときは、直ちに改善等を実施し、再度、市の点検を受けなければならない。
- 5 前項に定める再度の市の管理実態点検に要する費用は、事業者の負担とする。

6 協定期間の途中において指定を取り消されたときは、第1項から前項までの規定を準用する。

(管理業務の確認及び指示)

第9条 市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、事業者に対し、定期又は臨時に報告を求め、実地調査を実施することができる。

2 事業者は、前項の規定による実地調査に立ち会うものとし、正当な理由なく立ち会わないときは、調査の結果等について何ら異議を申し立てることができない。

3 第1項の規定による調査等の結果、管理業務が仕様書その他市が示した条件を満たしていない場合、その他管理の適正を期するため必要があると認めた場合は、市は事業者に対して管理業務の改善勧告等の必要な指示をするものとする。

4 事業者は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。この場合において、発生する費用は、事業者の負担とする。

(指定管理料)

第10条 協定期間に係る施設の管理に必要な経費（以下「指定管理料」という。）は、●●●●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●●●●●円）とする。

(指定管理料の支払)

第11条 市が事業者に対して支払う指定管理料の額及び支払い方法については、次のとおりとする。

年度	支払期	期間	金額 (うち消費税及び地方消費税の額)
〇〇年度	第1期	4月 1日から 6月 30日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
	第2期	7月 1日から 9月 30日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
	第3期	10月 1日から 12月 31日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
	第4期	1月 1日から 3月 31日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
〇〇年度	第1期	4月 1日から 6月 30日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
	第2期	7月 1日から 9月 30日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)

	第3期	10月 1日から 12月 31日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)
	第4期	1月 1日から 3月 31日まで	●●●●●●●●●●円 (●●●●●●●●●●円)

- 2 事業者は、支払期ごとの管理が終了したときは、市に通知するものとする。
- 3 市又は市の検査員（市が委任し、事業者へ通知するものとする。）は、前項の通知を受けた日から10日以内に管理が適正に行われているかどうかを検査するものとする。
- 4 市は、前項の検査が終了し、事業者が適正に管理を終了していると認めたときは、事業者へ通知するものとする。
- 5 事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに市に指定管理料の支払いを請求するものとする。
- 6 市は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る指定管理料を事業者へ支払うものとする。

（利用料金）

- 第12条 市は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を事業者の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金は、事業者が、条例及び岡山市公園使用に関する取扱要綱に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市事業者協議を行うものとする。

（指定の取消し等）

- 第13条 市は、事業者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の事業者による管理を継続することが適当でないと認めるときとは、岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）第9条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 事業者が正当な理由なく、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 事業者が市の報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 事業者が条例等の規定又はこの協定に違反したとき。
 - (4) 事業者が北長瀬未来ふれあい総合公園指定管理者募集要項に定められた応募資格を満たさなくなったとき。
 - (5) 事業者の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、管理業務

を行うことが困難になったとき。

- (6) 事業者の代表者、役員又は従業員が、管理業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き指定管理者として管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であると認められるとき。
 - (7) 事業者の管理業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
 - (8) 事業者が管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
 - (9) 市並びに●●、●●及び●●の間の●年●月●日付北長瀬未来ふれあい総合公園管理・運営等魅力向上事業 Park-PFI に関する基本協定書が市によって解除されたとき。
 - (10) その他、事業者が指定管理者として不適當と認められるとき。
- 3 事業者は、第1項の規定により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、当該取り消され、又は停止を命ぜられた部分に係る指定管理料を、市に返還しなければならない。
 - 4 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により、指定を取り消され、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、前項に定める指定管理料の返還に併せて指定管理料額の100分の10（管理業務の全部又は一部を停止されたときにあつては、その停止された部分に係る指定管理料の100分の5とする。）に相当する額の違約金を支払わなければならない。
 - 5 指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止した場合において、事業者に生じた損害、損失及び費用の増加については、市はその賠償の責めを負わない。

（業務の引継ぎ等）

- 第14条 事業者は、事業者以外の者が協定期間終了後に管理業務を行う場合には、市又は市が指定する者に対し、協定期間終了までに管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、管理業務の引継ぎに必要があると認めた場合には、事業者に対して、市又は市が指定する者による施設の視察を請求することができるものとする。
- 3 事業者は、市から前項の請求を受けたときは、それに応じなければならない。ただし、事業者が請求に応じることができないやむを得ない事由があると市が認めたときは、この限りでない。
- 4 事業者は、協定期間終了後であっても、市又は市が指定する者に管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、この協定の定めるところにより、管理業務を継続するものとする。

（損害賠償等）

- 第15条 事業者は、管理業務の履行に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により市又は

第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、市が損害を受けた第三者に対し損害を賠償したときは、市は事業者に対して、賠償額の全部又は一部を求償することができる。

(原状回復義務)

- 第16条 事業者は、協定期間終了後には、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し、返還しなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

(緊急時の対応)

- 第17条 事業者は、管理運営業務の実施に際し事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じ、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、市及び関係者に対してその状況を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。
- 3 事業者は管理業務に必要な諸規則及び非常時の対応についてのマニュアル等を整備し、従事する者に指導するとともに、これを市に届け出なければならない。
- 4 市は、事故や自然災害等により管理物件が復旧困難な被害を受けた場合、事業者に対し、必要な範囲で当該管理物件にかかる業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
- 5 市は、事故や自然災害等の発生時には、管理物件を含む事業用地の全部又は一部を広域の避難場所として指定することができ、その場合、市は、事業者に対し、必要な範囲で管理物件にかかる業務の全部又は一部の停止を指示することができる。
- 6 市は、前2項に基づき管理物件にかかる業務の全部又は一部の停止を指示した場合であっても、事業者に対して管理物件の休業補償は行わない。

(情報管理)

- 第18条 事業者及び管理業務の一部に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を他へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従い、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の趣旨を踏まえ、別に締結する個人情報の取扱いに関する覚書に従い、管理業務の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者はその管理業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(備品の管理)

- 第19条 事業者は、参考資料 1-5 備品一覧に示す、岡山市が貸与する物品（以下「備品（Ⅰ種）」という。）を管理業務の実施に必要な範囲内で使用できるものとする。
- 2 事業者は、備品（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。
 - 3 市は、備品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合であって、必要があると認めるときは、新たに当該備品（Ⅰ種）を購入し、又は調達し、事業者が使用できるように提供するものとする。
 - 4 事業者は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、市との協議により、市に対しこれを弁償し、同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

(備品の購入等)

- 第20条 事業者は、管理運営業務仕様書に要する備品のうち、備品（Ⅰ種）以外の備品（Ⅱ種）については、必要に応じて自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供しなければならない。

(協定期間終了時の備品の取扱い)

- 第21条 協定期間の終了に際して、備品の取扱いについては、次のとおりとする（事業者が引き続き指定管理者となる場合を除く）。
- (1) 備品（Ⅰ種）については、事業者は、市又は市が指定する者に対して引き継がなければならない。
 - (2) 備品（Ⅱ種）については、原則として事業者が自己の責任と費用で撤去し、又は撤収するものとする。ただし、市と事業者の協議において両者が合意した場合、事業者は、市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

(損害保険)

- 第22条 事業者は、管理業務仕様書に定める市が加入する保険を除き、自己の負担において、必要に応じた損害保険に加入するものとする。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

- 第23条 事業者は、不可抗力等により損害、損失及び費用の増加が生じたときは、その内容や程度の詳細を書面で市に通知するものとする。
- 2 市は、前項の通知を受領した場合、当該損害状況の確認を行った上で事業者と協議を行い、不可抗力等の判定及びリスク分担表に基づく費用負担等を決定するものとする。

- 3 不可抗力による事業者の損害、損失及び費用の増加については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。ただし、事業者が付保した損害保険によりてん補された金額相当分については、この限りでない。
- 4 不可抗力に伴う市の損害、損失及び費用の増加については、市が負担するものとする。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第24条 事業者は、この管理に関して次の各号のいずれかに該当するときは、市に対し指定管理料の100分の10に相当する額を市が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該指定管理が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、事業者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、事業者の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき市が事業者に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 事業者が第1項の規定に基づく損害賠償金を市が指定する期間内に支払わないときは、市はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を事業者から徴収するものとする。

(紛争の解決)

- 第25条 市及び事業者は、この協定に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、市及び事業者の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。
- 2 市及び事業者は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

(裁判管轄等)

第26条 この協定に関する訴訟の提起又は前条に規定するあっせん若しくは調停等は、岡山市役所の所在地を管轄する裁判所又は紛争処理機関に行うものとする。

(秘密の保持)

第27条 事業者は、この管理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第28条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、市と事業者が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、市及び事業者が各自1通を保有する。

年 月 日

市 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号
(団体名) 岡 山 市
代表者 岡山市長 大森 雅夫 印

事業者 住 所
(団体名)
代表者 印